

福岡県公報

平成28年11月8日
第3842号

目次

告示 (第783号 - 第785号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1

公告

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 介護老人保健施設の許可 (介護保険課) 2
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 2

選挙管理委員会

- 直方市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する審査申立てに対する裁決 (市町村支援課) 3

告示

福岡県告示第783号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月8日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|--------------|-------|--------------------------------------------|-------------------|-----------|
| 京 築 | 県道 | 黒 平 椎 田 線 | 前 | 築上郡築上町大字小原1113番1先から 築上郡築上町大字小原1027番1先まで | 10.3 ～ 20.5 | 422.4 |
| | | | 後 | 築上郡築上町大字小原1113番1先から 築上郡築上町大字小原1027番1先まで | 10.0 ～ 20.5 | 422.4 |

福岡県告示第784号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年11月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月8日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|--------------|--------------------------------------------|
| 京 築 | 黒 平 椎 田 線 | 築上郡築上町大字小原1113番1先から 築上郡築上町大字小原1037番1先まで |

福岡県告示第785号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月8日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備 事務所名 | 道路の 種類 | 路線名 | 変更 前後別 | 区 間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|--------------|-----------|------------|-----------|-------------------------------------------------|-------------------|--------------|
| 南筑後 | 県道 | 大牟田 植木線 | 前 | 大牟田市新勝立町五丁目 16番21先から 大牟田市大字勝立227番 8先まで | 13.8 ～ 19.4 | 296.0 |
| | | | 後 | 大牟田市新勝立町五丁目 16番21先から 大牟田市大字勝立227番 8先まで | 13.8 ～ 23.0 | 296.0 |

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成28年11月8日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

石川 英二

(2) 所在地

久留米市城島町六町原619番地

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成28年10月17日

4 処分の理由

事業者は法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当する者に該当した。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年11月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市波多江駅北四丁目684番1、684番4、685番1、685番2、685番5及び685番6

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成28年11月8日

福岡県知事 小川 洋

| サービスの種類 | 介護保険事業所番号 | 施設の名称及び所在地 | 開設者の名称 | 許可年月日 |
|----------|------------|-------------------------|---------|------------|
| 介護老人保健施設 | 4053180091 | 介護老人保健施設ふじ朝倉郡筑前町山隈842-1 | 医療法人弘医会 | 平成28年11月1日 |

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、糸島市土地開発公社理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったの

で、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年11月8日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点・水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域 | 実施期間 |
|-------|-------------------------------|
| 糸島市多久 | 平成28年10月26日から 平成29年3月31日まで |

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第140号

平成27年4月26日執行の直方市議会議員一般選挙における選挙の効力に関し、福岡県直方市大字永満寺2482番地安田幸生、福岡県直方市大字永満寺2477番地1仲野照明、福岡県直方市大字感田2275番地1小野健一及び福岡県直方市大字下境3910番地307武内一臣から提起された審査の申立てについて、平成28年10月27日、当委員会は次のとおり裁決した。

平成28年11月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

裁 決 書

福岡県直方市大字永満寺2482番地

審査申立人 安田 幸生

福岡県直方市大字永満寺2477番地1

審査申立人 仲野 照明

福岡県直方市大字感田2275番地1

審査申立人 小野 健一

福岡県直方市大字下境3910番地307

審査申立人 武内 一臣

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成28年7月1日付けで提起された平成27年4月26日執行の直方市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

本件選挙について、申立人安田幸生、小野健一及び武内一臣が平成27年5月8日付けで、申立人仲野照明が平成27年5月9日付けで、直方市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、平成28年6月13日付けで異議の申出を棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

1 本件選挙の開票事務作業において、投票用紙読取分類機（以下「票分類機」という。）の操作を担当していた票分類機メーカーの男性社員（以下「男性社員」という。）が、票分類機の調整等の業務を装い、理由なく、票分類機内に本件選挙の投票用紙多数枚を不正に隠匿した疑いがある。

申立人が、直方市役所内で実施された開票事務作業を記録撮影した録画映像（以下「録画映像」という。）を解析したところ、男性社員が票分類機内部に本件選挙の投票用紙多数枚を隠匿している状況を、客観的に裏付ける行為と認めるに足りる映像が明らかになった。仮に、投票用紙の束が多数、票分類機内に存在していなければ、何者かが証拠隠滅した可能性が高い。

また、票分類機を用いた開票作業終了後に、警察官の視認検査を受けているが、市委員会は票分類機内に手を入れて点検をすることなく、警察官に目視点検させる行為は、杜撰極まりないものである。

2 男性社員が票分類機内から出し入れした際、その手に持っていた物が何であったかを明らかにするため、民間画像解析会社に録画映像の解析を依頼した。

申立人が提出した動画解析調査報告書（以下「申立人提出報告書」という。）

では、当該物品の厚みは、通常の人間の親指の太さ、平均20mm乃至25mmと同等かそれ以上であるとされている。

当該物品が何であったかを検証すると、厚みが20mm乃至25mmで、形状は長方形であると考えられる。

乾燥剤の形状は長方形で、幅8mm、厚み0.12mmの縁取りがあり、全体のサイズは横90mm、縦140mm、厚さ8mmである。

投票用紙の形状は同じく長方形で、横80mm、縦128mm、厚み0.11mmであり、投票用紙200枚は、厚みが22mmであり、動画解析の結果と合致するものである。

市委員会は、申立人の協力を得て、争点部分の動画解析を行ったが、申立人が直方市情報公開条例（以下「市条例」という。）に基づき、当該鑑定書（以下「市鑑定書」という。）の情報公開請求を行ったところ、鑑定人が著作権等を主張したため、市委員会は市鑑定書の公開を拒絶した。

鑑定人は、市鑑定書の公表を拒んでいるが、その根拠は「市鑑定書が公開されると、ノウハウが流出し、回復不能の損害を被る恐れがある。」旨の不合理極まりない恣意的主張に基づくものであり、到底認容できるものではない。

市鑑定書は信憑性に欠けるものであり、市委員会が行った裁決の客観的証拠となり得ないものであるにもかかわらず、市委員会はそれを過大に評価し、証拠として採用することは違法性が高く、当然、認めるべきものではない。

3 男性社員が投票用紙を抜き取る為に利用した可能性が高い票分類機内のリジエクトトレイには、投票用紙200枚が収納できる構造になっている。

本件選挙の開票事務において、不自然にも何度も票分類機が停止し、その都度、男性社員が、票詰まりを補正していたが、他の自治体を使用した同型の票分類機では、そのようなことは起きていない。

リジエクト票（搬送不良票）が130票存在していたことは映像上でも明らかであるが、票分類機に接続していた管理パソコン上では、リジエクト票はゼロとなっている。もっとも、当初のデータセットアップの折にリジエクト票をカウントしないように設定していれば、管理パソコンに記録されない訳である。

さらに、票分類機内には、リジエクト部としてリジエクトトレイが設置されているが、リジエクトトレイには、リジエクト票の他に有効票を収納できる構造となっている。

メーカーの説明書には「リジエクトトレイ17の数は任意に変更可能である。リジエクトトレイ17を複数設ける場合には、あるリジエクトトレイ17にはリジエクト票を収納して、他のリジエクトトレイ17には、リジエクト票以外の投票

用紙Hを収納することができる。」と記載されており、設定は管理パソコンで行うとしている。

4 男性社員は、票分類機を用いた作業終了後、一端片付けた票分類機を取り出し、ノートパソコン（以下「パソコン」という。）に票分類機を接続した上で、パソコンに記録媒体であるUSBメモリを接続し、手元の裏マニュアルらしき書面（以下「裏マニュアル」という。）を見ながら、異常に長い時間、何事かを一身に入力している様子は、各候補者別の投票用紙読取数を改ざんしているものなのか、疑問票の読取枚数を改ざんしているのかと、映像から推察されても致し方ない行為である。

男性社員は、ログの収集に約11分間もの時間を費やしているが、ログの収集にそれだけの時間は必要としない。加えて、男性社員は、ログの収集に当たり、パソコンのキーボードを盛んに叩いて何らかの入力をしていたが、ログを収集するだけなら、マウスを動かしパソコン画面の動作画面をクリックすればよいことは、票分類機メーカーからの報告書でも明らかである。

また、男性社員は、パソコンの操作を終えた後、開票所右手奥の手荷物置場に移動して、カゴに裏マニュアルを留め置き、所定の場所に戻る途中、開票事務従事者の会計課長に接触、その後、会計課長は、裏マニュアルの場所に移動し、選管書記に素早く裏マニュアルを渡した場面も存在する。

5 本件選挙における開票事務従事者らの一連の不自然な行為には、合理的理由も見当たらず、客観的に見ても、単に、選挙人に疑念を持たれる行為と片付けられるべきものではなく、公職選挙法（以下「法」という。）第237条第3項及び第4項（投票増減罪）に抵触すべき事実と考えることが妥当であり、選挙の公正を害する行為を行ったことは、証拠映像上明らかでもある。

結果、開票所での不正行為は、本件選挙の結果に異動を及ぼすことは言うまでもなく、当然、本件選挙は無効とするべきである。

6 本件は、警察官、多数の参観人、報道関係者等が厳しく監視する中で発生した、民間人とはいえ開票事務従事者が関与した、大胆且つ巧妙な違法行為であると共に、警察官らの監視や、選挙管理委員会の不正行為防止対策の盲点を突いた事案である。

万一、本件不正行為が組織的に行われたとしたら、下級職員は、上級職員もしくは幹部職員の指示を職務命令と誤認した可能性は否定できない。

なお、平成27年10月27日早朝、直方市職員が無人の実家で自殺したが、その自殺も本件に関連していると認められる。

本件は、開票事務従事者らが、組織的に関与したことが窺われる可能性もある悪質な事案であることや、複数の公務員が共謀している疑いもあることをして、何者かが、本件に係わる重要な証拠を隠滅する可能性も否定できないので、録画映像の解析を含めて、警察機関に協力要請するべきことと判断する。

7 本件選挙に関して、特別養護老人ホーム愛和園の不在者投票事務に違法行為があり、それらが選挙の結果に影響を及ぼすことは明らかである。

当該施設の投票管理者らは、不在者投票で意思表示できない80～90代の女性入所者2人の投票用紙に、特定の候補者名を記入し、市委員会に送り投票偽造を行ったが、他に22人の入所者が投票の代理記載を依頼していたことから、合わせて24人の投票が偽造されていた可能性が高い。

本件選挙結果によると、最下位当選者と次点候補者との票差が、24票で選挙が決定したことを考慮すれば、選挙の結果に影響を及ぼすことは明らかである。

さらに、当該施設では、入所者の意思確認をしないまま不在者投票用紙を市委員会に請求した違法行為も推認され、当該施設以外の施設においても、同様の違法行為が行われた可能性が高い。

本件選挙では、340人が不在者投票所で投票しているが、当該施設と同様、他の不在者投票所においても、意思表示能力に疑問があり、投票する判断能力に欠けている恐れがある入居者が多数おり、同様の違法行為が行われた可能性があるにもかかわらず、市委員会は、適法に不在者投票事務が行われたか否か、何ら、現地調査も行っていない。

よって、市委員会は、すべての不在者投票施設に対して、適法に不在者投票事務が行われたか否か、速やかに現地調査を行うべきである。

8 男性社員が票分類機内に投票用紙を隠した疑いがあることや男性社員が極めて不自然な行動をしていたことなど、様々な要因を勘案すると、投票増減の可能性を考慮しなければならない。

よって、市委員会は、期日前投票所及び当日分各投票所に係る投票者数と選挙人名簿抄本投票者数を照合するべきである。

9 申立人は、平成28年5月8日付で、市委員会に対して、口頭意見陳述の実施日時に関して、「本件録画映像の内、当該核心部分について、さらに鑑定中である為、意見陳述の準備に時間を要している。よって、同鑑定が完了次第、市委員会と協議の上、決定する。」旨の申立てを行った。

その後、市委員会が、何ら申立人と協議することなく、平成28年6月13日に口頭意見陳述の日時を指定し、かつ指定された時間内では十分な陳述は不可能

であったため、申立人は、平成28年6月10日付けで、市委員会に対して、口頭意見陳述の日程変更の申立てを行った。

しかしながら、市委員会は、本件選挙無効争訟手続きにおいて、関係法令で定められた口頭意見陳述を行わずに、強行に裁決を行ったことは違法と認められるものであり、当然、違法な手続きを経て決定された市委員会の裁決は取り消されるべきである。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを適法なもの認め、これを受理し、市委員会から弁明書を徴し、申立人からは反論書を徴するとともに、口頭で意見を述べる機会を与え、また、職権により市委員会から選挙録、開票事務に関する資料その他関係書類の提出を求め、慎重に審査を行った。

およそ、選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すもの」（昭和27年12月4日最高裁判決）と判示されている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」（昭和29年9月24日最高裁判決）と判示されている。

そして、選挙に不正行為があった事実については、選挙の無効を主張する者が立証する責任を負う（昭和23年7月29日最高裁判決）と判示されている。

以上の観点から、順次申立理由を判断する。

1 申立理由1について

申立人は、録画映像を解析したところ、男性社員が票分類機内部に本件選挙の投票用紙多数枚を隠匿している状況を、客観的に裏付ける行為と認めるに足りる映像が明らかになった旨を主張するが、申立人から提出された録画映像からは、その事実を確認することはできない。

申立人は、投票用紙の束が多数、票分類機内に存在していなければ、何者かが証拠隠滅した可能性が高い旨を主張するものの、それを裏付ける証拠を何ら提示していない。

市委員会は、票分類機の点検にあたって、開票作業前及び分類作業完了後の2回、福岡県警察直方署員によって、本体ユニット右扉、上扉、前扉及び下扉並びに増設ユニット上扉及び前扉をすべて開けて、異常あるいは不正の有無等の点検を受けており、票分類機の点検が警察官によって行われたからといって、選挙の管理執行に関する明文の規定に違反するものではなく、また、選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたとはいえない。

したがって、これらの点について、申立人の主張は理由がない。

2 申立理由2について

申立人は、録画映像の解析の結果、男性社員が手に持っていた物が、投票用紙200枚の形状や厚みと同じである旨を主張する。

申立人提出報告書には、「対象物の形、色、大きさ、表面についての可能性を報告」と記載されており、男性社員が手に持っていた物が投票用紙であることを裏付ける証拠とはなっていない。

申立人は、市委員会が、非開示とした市鑑定書を異議の申出の裁決の証拠として採用することは違法性が高い旨を主張する。しかし、市鑑定書の非開示決定は、市条例に基づき、適法に処理されており、選挙管理委員会は、異議の申出に対する決定をなすにあたり、必要と認める場合においては、職権をもって調査し、その事実を基礎にして異議の決定をなすことができることから、市委員会が市鑑定書を証拠に採用したことに何らの問題もない。

したがって、これらの点について、申立人の主張には理由がない。

3 申立理由3について

票分類機において、リジェクト票が存在していたにもかかわらず、アプリ画面上においてリジェクト票が0となっていたことについて、市委員会は、今回の票分類機のリジェクト票の設定が、200枚たまった場合に抜き取ると加算される設定となっていたため、リジェクト票が200枚より少なかったことから、0票との表示になった旨の弁明書が提出されている。

申立人は、投票用紙を抜き取るために、男性社員が票分類機内のリジェクトトレイを利用した可能性が高い旨を主張するが、これらのことを裏付ける具体的事実の主張も証拠も提出していない。したがって、この点について、申立人の主張は理由がない。

4 申立理由4について

申立人は、男性社員による各候補者別の投票用紙の読取数の改ざんや疑問票の読取数の改ざんの可能性を主張する。

市委員会が法第212条第1項に基づき、男性社員に出頭を求め、宣誓の上、証言した証人調書によると、男性社員は、分類作業終了後、当時の市委員会事務局の選挙係長の事前の許可をとった上で、次回以降の選挙の参考にするため、ログデータの収集作業を行ったと証言している。また、男性社員は、ログデータの収集は減多に行わない作業であるため、専用のマニュアルで手順を確認しながら作業を行ったが、票分類機と繋がっていないというエラーメッセージが出たので、票分類機を再度取り出し、パソコンと繋ぎなおすなど、作業に時間を要したと証言している。

また、市委員会が法第212条第1項に基づき、当時の市委員会事務局の選挙係長に出頭を求め、宣誓の上、証言した証人調書によると、選挙係長は、男性社員から票分類機の不具合等のログデータをUSBメモリにとらせてほしい旨の依頼があったため、それを許可したと証言している。

法の規定に基づく証人尋問において、証人は、虚偽の陳述を行った場合には処罰される旨の説明を受けた上で証言するものであるため、これらの証言は証拠能力が認められ、その信用性は高い。

更に、男性社員が使用したパソコンは、票分類機を操作するための専用パソコンであり、かつ、票分類機は投票用紙の分類を行うもので、計数を行うものではない。票分類機で分類された票は、事務従事者によって点検及び計数を経た後、開票立会人の点検を経て得票が決定されるものであって、票分類機の読取枚数が得票数に影響を与えるものではない。しかるに申立人は、投票用紙の読取数の改ざんを裏付ける証拠を何ら提示していない。

申立人は、裏マニュアルの存在を主張するが、市委員会が法第212条第1項に基づき、会計課長、選管書記それぞれに出頭を求め、宣誓の上、証言した証人調書によると、会計課長及び選管書記ともに裏マニュアルを見た記憶がないと証言しており、これらの証言も法の手続きに基づく証言であり、証拠能力が認められ、その信用性は高い。これに対し、申立人は、裏マニュアルの存在及び裏マニュアルと不正行為との関係を裏付ける証拠を何ら提示していない。

したがって、これらの点について、申立人の主張には理由がない。

5 申立理由5について

申立人は、開票事務従事者らの一連の不自然な行為は、法第237条第3項及

び第4項に規定する投票増減罪に抵触し、選挙の公正を害する行為を行ったことは、証拠映像上明らかである旨を主張する。

しかし、録画映像から、本件選挙の開票事務において、選挙の公正を害する行為を行った事実は認められない。したがって、この点について、申立人の主張は理由がない。

6 申立理由6について

申立人は、開票事務従事者が組織的に不正な行為を行った可能性がある旨を主張するが、それを裏付ける証拠を何ら提示していない。

また、申立人は、直方市職員の自殺が本件選挙の開票事務の不正行為に関係している旨を主張するが、職員の自殺と不正行為との関係を裏付ける具体的事実の主張も証拠も提出していない。

したがって、これらの点について、申立人の主張は理由がない。

7 申立理由7について

申立人は、特別養護老人ホーム愛和園で行われた本件選挙の不在者投票において、当該施設の施設長らが、入所者2名の投票に関し、投票偽造で有罪判決を受けたことから、当該施設において代理投票をした入所者22名についても投票が偽造されていた可能性が高い旨を主張する。本件については、既に警察が捜査済みであり、当該施設において代理投票をした入所者22名の投票が偽造されたことを示す証拠はない。

また、申立人は、他の不在者投票指定施設においても、意思能力に疑問があり、投票する判断力に欠けているおそれがある入所者が多数いるとして、同様の違法行為が行われていた可能性が高い旨を主張するが、それを裏付ける証拠を何ら提示していない。

したがって、これらの点について、申立人の主張は理由がない。

また、申立人は、本件選挙結果において、最下位当選者と次点候補者との票差を考慮すれば、当該施設の投票偽造が選挙の結果に影響を及ぼすことは明らかである旨を主張する。

本件選挙の選挙結果は、最下位当選人の得票数が876票、次点者の得票数が852票であり、当該施設の投票偽造が上記選挙結果に異動を及ぼすおそれがあるかどうかの判断は、規定違反の影響の範囲が投票数として把握できる場合には、その数によって当該規定違反が当選人の当落に及ぼす影響を判定し、これによって選挙の結果に異動を及ぼすおそれの有無を判断することができ、その判定の方法は、規定違反の影響が当選人には最も不利に、次点者には最も有利

に働く場合を想定し、当落が入れ替わるかどうかを判断することが妥当であるので、上記判断方法により本件選挙の場合について検討する。

そうすると、本件投票偽造の影響を受けた選挙人は2名であり、これを当選人が獲得した876票から差し引き、次点者が獲得した852票に加えると、それぞれ874票と854票を獲得するという結果になるが、これによって当落が入れ替わることはない。

したがって、当該施設の投票偽造が本件選挙の選挙結果に異動を及ぼすおそれがないことは明らかであるから、この点について、申立人の主張は失当である。

8 申立理由8について

市委員会は、異議の申出の決定書において、選挙人名簿の当日投票所における受付数と本件選挙における当日投票者数の照合作業並びに期日前投票及び不在者投票受付システムによる受付件数と選挙人名簿の期日前投票済及び不在者投票済を示す記述の数の照合作業を行った結果を示しているが、その結果について不合理な点は見受けられない。

申立人は、男性社員が票分類機内に投票用紙を隠した疑いがあることや男性社員が極めて不自然な行動をしていたことなどを理由に投票増減の可能性が高い旨を主張するが、それを裏付ける証拠を何ら提示していない。

したがって、これらの点について、申立人の主張は理由がない。

9 申立理由9について

申立人は、口頭意見陳述の日程変更を申し立てたが、市委員会はそれに応じず、関係法令で定められた口頭意見陳述を行わずに、異議の申出に対する裁決を行ったことは違法であり、当然、違法な手続きを経て決定された市委員会の裁決は取り消されるべき旨を主張する。

市委員会は、口頭意見陳述の日時を調整するにあたり、実施希望日時の回答に2週間、口頭意見陳述の実施期間として1か月間の期間を示し、文書で通知した。しかし、申立人から、録画映像について鑑定中であるので意見陳述の準備に時間を要するとの申立てがあり、多数の申立人からは具体的な希望日時の回答がなく、一部の申立人から予備的な期日として平成28年6月13日が示されたため、同日を口頭意見陳述の期日として指定したものである。

改正前の公職選挙法第216条第1項で準用する旧行政不服審査法第25条第1項但書の規定において、異議申出人の申立てがあったときは、選挙管理委員会、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないと規定されてい

ることから、市委員会は、口頭意見陳述の日時を指定するにあたり、申立人に対して、1か月間の十分な期間を示し、日程調整に努めている。市委員会は、申立人が具体的な日時を示さなかったことなどから、日時を指定したものであり、意見陳述の機会は十分に付与されている。

以上のとおり、本件選挙における選挙の効力に関する申立人の主張は、いずれも認容することができないものであり、申立人の異議の申出を棄却した市委員会の決定に誤りはない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成28年10月27日

福岡県選挙管理委員会

委員長 藤 井 克 巳

委 員 日 野 喜美男

委 員 吉 柳 順 一

委 員 野 田 栄 市